定期理事会議事録

公益社団法人国民健康保険中央会

1 開催日時

令和5年3月22日(水)午後13時00分~14時25分

2 開催場所

テレビ会議により開催

- 3 理事会の議事の経過の要領及びその結果
 - (1) 出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な 意見表明が互いにできることを確認した。
 - (2) 理事総数 2 2 名のうち 1 4 名の出席があったため、理事会は有効に開催された。
 - (3) 本会定款第42条の規定に基づき、岡崎誠也会長が議長となって議事を開始した。
 - (4) 会長から会長挨拶があった。
 - 本日は、大変ご多用の中、ご出席を賜り感謝を申し上げる。また、国保中央会の事業運営については、平素から格別のご支援・ご協力をいただき、御礼申し上げる。

本日は、ご来賓として、厚生労働省保険局国民健康保険課長に もお越しをいただいており、後ほどご挨拶をお願いする。

- 最近の情勢について、2点申し上げる。
- 1点目は去る2月10日に国会へ提出された全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案についてである。

本法案では、医療保険制度の基盤強化や医療・介護の連携機能 及び提供体制等の基盤強化等が主な改正事項として示されており、 国保連合会の基本理念に関しては、診療報酬請求情報等の分析等 を通じた医療費適正化に関する事項も含まれ、国保連合会の役割 の一層の発揮が求められている。

- また、政府は、国民の健康増進や継続的かつ安定的な質の高い 医療の提供に向けて、医療分野のデジタル化を進め、保健・医療 情報の利活用を積極的に推進するため医療DXに取り組むことと している。
- この医療DXの三本柱の一つである全国医療情報プラットフォームにおいては、本会及び支払基金が共同して運用しているオンライン資格確認等システムのネットワークを拡充し、自治体検診情報、医療・介護全般にわたる情報について、医療機関や自治体、介護事業者などが共有できることを目指している。
- とりわけ介護分野においては、これまで国保連合会が市町村を

支援してきており、極めて重要な役割を果たしている。

- 本会としては、医療DXへの必要な対応を行うとともに、介護情報の基盤の整備に向けて、厚生労働省と連携し、着実に進めてまいりたい。
- 2点目は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化について である。

本件に関しては、昨年10月に、政府より令和6年秋の保険証 廃止を目指すとの方針が示されており、本会では、関連するシス テムの開発を担っているため、保険者及び連合会の業務に支障を 来たさないよう、システム改修等の必要な対応について適切に実 施してまいる。

- また、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会の専門家ワーキンググループの一員として、この取組みが円滑に実施できるよう、引き続き対応していくので、ご支援をお願いする。
- 本日の理事会は、令和4年度の補正予算、令和5年度の事業計画及び収支予算などについて、ご審議をお願いする。また、国民健康保険中央会定款の一部改正などの重要案件が多くあるが、いずれも先に開催された総合調整会議において全国の連合会と十分に審議を行い、調整を図っていただいたものである。限られた時間ではあるが、ご審議を賜り、ご承認いただくようお願い申し上

げる。

- (5) 厚生労働省保険局国民健康保険課長から来賓挨拶があった。
 - 国民健康保険は、国民皆保険制度の要であり、国保中央会及び 国保連合会においては、事業運営に格別のご尽力を賜り、厚く御 礼申し上げる。
 - 令和5年度予算案は、参議院で審議していただいているが、国保の基盤強化に関して、毎年約3400億円の国費投入について引き続き確保するとともに、令和5年度は財政安定化基金のうち期限となっていた基金から250億円分を各都道府県の国保特別会計に繰り入れる整理を行い、さらに財政支援を図った。
 - 来年度予算要求に向けた作業もこれから検討を進めてまいるが、 予算執行調査において高額医療費負担金等の見直しが求められて いる中、医療DXなど新たな政策課題にも対応していくため、必 要な予算の確保について具体化していくので、引き続きご協力を お願い申し上げる。
 - 政府では、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する ため、健康保険法等の一部を改正する法律案を2月10日に閣議 決定し、国会において審議が始まっているところである。
 - 本法案では、子育てを全世代で支援する観点から、出産育児一時金に要する費用の一部を、後期高齢者医療制度が支援する仕組みを導入することとしている。加えて、国民健康保険については、

来年1月から産前産後期間における被保険者の保険料を免除する とともに、その免除相当額を公費で支援し、子育て世帯の経済的 負担の軽減を図ることとしている。

- また、令和6年度からの第4期医療費適正化計画に向けて、すべての都道府県での保険者協議会の設置を法定化するとともに、 医療費分析など、都道府県と国保連合会の役割も明確化する。
- 国保連合会には、これまでも、都道府県と協働連携して取組みをいただいているが、さらに都道府県とともに、国保連合会の役割が高まることから、第4期計画策定や保健事業の実施等において、一層のご支援とご協力をお願いする。
- 医療保険制度においては、保険者と医療機関や薬局が協働関係の下、様々な給付が行われているが、複数の疾患に罹り、受診する被保険者が薬剤情報や健診結果について、医師、薬剤師と正確に共有できるよう、保険者が保有するレセプト情報や特定健診情報を医療機関や薬局と共有する基盤として、オンライン資格確認等システムが着実に進んでいる。
- 政府では、マイナンバー法の一部を改正する法律案を3月7日 に閣議決定し国会に提出したが、本法案では令和6年秋に、健康 保険証の廃止を目指すこととしており、医療保険各法を改正し、 オンライン資格確認を行うことができない方には、申請に応じて 保険者が資格確認書を交付し、資格確認する仕組みを設けること

とする。

- 法案が成立すれば国保中央会には、資格確認書交付のためのシステム改修をお願いすることになるが、その要件等についても、相談してまいりたい。
- 厚生労働省としては、国保中央会及び国保連合会が国保保険者 としての役割機能を引き続き発揮いただけるよう、必要な予算の 確保を含め、取り組んでいく。
- (6) 理事長から情勢報告があった。
 - 最近の情勢等について、5点ご報告を申し上げる。

1点目は、国保総合システムの審査支払領域の共同利用に向け た検討状況についてである。

本件は、本会が現在直面している最重要課題であるが、一昨年3月末に策定した改革工程表に掲げる効率性の実現に向けて、厚生労働省、支払基金及び本会の3者で構成される審査支払システム共同開発推進会議のもとに設置された共同開発作業班を中心として関係者間で、協議・検討を進めている。

〇 2点目は、医療 $\mathbf{D}\mathbf{X}$ の推進についてである。

医療DXについては、3月8日に医療DX推進本部幹事会が開催 され、「医療DXの推進に関する工程表(骨子案)」がまとめられ、 4月6日までの間でパブリックコメントが実施されている。

○ 骨子案においては、①マイナンバーカードと健康保険証の一体化、

- ②全国医療情報プラットフォームの構築、③診療報酬改定DX、④ 医療DXの実施主体の4点について記載されているが、このうち、診療報酬改定DXについては、厚生労働省より地単公費マスターの整備に国保サイドの協力をお願いしたいとの意向が寄せられている。 国保総合システムへの影響も出てくることから、医療DXの実施主体のあり方も含め、厚生労働省とも調整を図り、必要な対応を図ってまいりたい。
- 3点目は、「国保連合会・国保中央会のめざす方向」の目指す方向 の取りまとめについてである。

「めざす方向2018」の策定から5年近くが経過し、この間、審査支払機関改革への対応やデータへルス改革の進展など、連合会中央会を取り巻く状況が大きく変化しており、国保連合会と国保中央会において、制度改正も視野に入れた積極的な事業展開が必至の状況にあることから、今後5年程度の期間を視野に入れ、「めざす方向2023」を新たに策定することとした。

- この「めざす方向2023」については、約1年半にわたって検 討委員会を開催するとともに、昨年8月には連合会、中央会の全職 員に対して意見聴取を行うなど、全連合会で議論を重ねてきた。
- 主な内容としては、各種事業が円滑、健全に運営されるよう、コスト意識を強く持つとともに、連合会と中央会が一体となって事業運営を実施することを基本理念とすることや、地方自治体の医療保

険、介護、福祉の業務支援を専門的、総合的に行う機関として、自 治体の業務を幅広く支援する方向を目指すことなどを記載している ので、本日承認をいただきたい。

- 4点目は、国民健康保険中央会定款の一部改正についてである。 本会の定款については、平成24年の公益法人への移行に際し、 大幅な改正を行って以降、一部事業の名称変更や追加など、必要に 応じて適宜改正を行ってきたが、昨今、デジタル化の急速な進展な ど、本会を取り巻く環境が大きく変化している中で、業務実態も踏 まえ、所掌する業務に関する規定や諸手続きのデジタル化への対応 に関する規定を中心に、必要な規定の整備を行うこととした。
- また、役員等の損害賠償責任に関する規定についても整備を行っているが、これは、現在システム関連契約等について、金額が大きく、その内容も多岐にわたっている現状を踏まえ、実際に役員に対して損害賠償責任が追及される可能性に備えたものである。
- 5点目は、国保中央会の定年の引上げ等についてである。これまで、国保中央会職員の定年については 60歳としており、60歳以降については、勤務延長制度、再任用制度、期限付職員制度を設けて、必要に応じて勤務延長等を行ってきた。
- このような中、令和3年6月に国家公務員法が改正され、定年年 齢の段階的な引上げや、役職定年制の導入などが、本年4月より実 施されることとなっている。

- 本会においても、これまで国家公務員法等の改正を踏まえて必要な措置を講じてきたことから、国と同様に、定年の引上げ等を行うこととし、昨年からの連合会との協議結果を踏まえて、本日、議案として関係規定の改正をお諮りすることとしている。
- 基本的には、国に準じた改正を行うものとなっているが、国では 課長以上を対象としている役職定年の特例等について、本会では、 当面の間、確保が困難な状況が続く、部長職以上の職員に限定する こととしているが、運用に当たっては、本理事会で定めていただく 方針に基づき、必要性等を厳格に判断するとともに、運用状況につ いて、理事会へ報告することとしている。

また、職員の人材育成と確保に一層努めるとともに、優秀な若手人材の登用を進めていく。

- 最後に、中央会にとって新年度も重要課題が目白押しとなっているが、全国の連合会の皆様のご支援、ご協力をいただきながら、役職員一同、一丸となって取り組んでいくので、本理事会の皆様のご理解、ご協力のほど、お願い申し上げる。
 - (7) 議案及びその審議状況は次のとおりであった。

議案

- ・議案第31号 国民健康保険中央会定款の一部改正について
- ・議案第32号 国民健康保険中央会職員の定年の引上げ等に 係る各規程等の改正について

- ・議案第33号 国民健康保険中央会国保情報集約システム初期 構築負担金規程の制定について
- ・議案第34号 ケアプランデータ連携システム稼働に伴う本会 規程の新設及び一部改正について
- ・議案第35号 「国保連合会・国保中央会のめざす方向2023」 について
- ・議案第36号 令和4年度国民健康保険中央会第三次収支補正 予算について
- ・議案第37号 令和5年度国民健康保険中央会事業計画について
- ・議案第38号 令和5年度国民健康保険中央会収支予算について
- ・議案第39号 事務局長の任命について

② 審議状況

- ・議案第31号: 事務局から提案説明があり、特に質疑なく採決した結果、全員異議なく原案どおり可決された。
- ・議案第32号: 事務局から提案説明があり、特に質疑なく採決した結果、全員異議なく原案どおり可決された。
- ・議案第33号: 事務局から提案説明があり、特に質疑なく採決 した結果、全員異議なく原案どおり可決された。
- ・議案第34号: 事務局から提案説明があり、特に質疑なく採決した結果、全員異議なく原案どおり可決された。

- ・議案第35号: 事務局から提案説明があり、特に質疑なく採決した結果、全員異議なく原案どおり可決された。
- 議案第36号、同第37号、同第38号:

議案第36号、同第37号及び同第38号について事務局からそれぞれ提案説明があり、特に質疑なく採決した結果、全員異議なく原案どおり可決された。

- ・議案第39号: 常務理事から提案説明があり、特に質疑なく採 決した結果、全員異議なく原案どおり可決された。
- (8) 議案審議の後、次の事項について事務局から報告があった。
 - ・医療DXの推進に関する工程表(骨子案)について (説明者:事務局)

これを受けて、地方選出理事から「医療DXの推進に関する工程表は、審査支払機関に関係する部分も多く、本件は、今後の国保保険者、国保連合会に対して大きな影響が避けられないものであり、サービスレベルの低下にも繋がりかねないと懸念している。

したがって、本件については、全国国保連合 会総合調整会議等で十分な時間と連合会の実情

等を踏まえた協議を重ねていただきたいと思う ので、要望としてお願いする。」との発言があっ た。

これに対し、理事長から「指摘については、 ごもっともである。我々としても連合会と十分 に協議を重ねながら、保険者のために、役割を 果たしていきたい。」と回答した。

また、会長から「これから議論も山場になる ので十分に情報共有しながら、議論していきた いと思うので、お願い申し上げる。」と回答し た。

4 出席した理事及び監事の氏名

(1) 理事

岡﨑 誠也 (会長)

原 勝則 (理事長)

池田 俊明(常務理事)

齋藤 俊哉 (常勤理事)

稲垣 仁(常勤理事)

山本 邦彦(北海道国民健康保険団体連合会)

舛甚 悟(青森県国民健康保険団体連合会)

大久保 雅一(神奈川県国民健康保険団体連合会) 南 英治(福井県国民健康保険団体連合会) 濱村 圭一(長野県国民健康保険団体連合会) 萩原 綾子(静岡県国民健康保険団体連合会) 小澤 尚司(愛知県国民健康保険団体連合会) 渡辺 純正(高知県国民健康保険団体連合会) 原 節治(佐賀県国民健康保険団体連合会)

(2) 監事

須河 弘美(富山県国民健康保険団体連合会) 黒澤 正明(常勤監事)

5 議長の氏名

岡﨑 誠也 (会長)

この議事録が正確であることを証するため、記名押印する。

代表理事(会長) 岡崎誠也

代表理事(理事長) 原 勝 則

監事 須 河 弘 美

監事 黒澤正明